

日本海総合病院 医師・薬剤師の面会ルールについて

日本海総合病院（以下「病院」という）における医薬情報担当者「medical representative」等（以下「MR等」という）と医師・薬剤師との面会を適正・円滑・公正に行うため、次のとおり定めます。

- 1 医薬品情報提供等のため医師・薬剤師との面会を希望するMR等（※1）は、D r . J O Yを介してアポイント調整等を行うこと。
- 2 来院の際は、医師・薬剤師との面会の有無にかかわらず、必ずD r . J O Yで発行する入退館カード（I Cカード）を病院出入口に設置されたカードリーダーに読み込み、入館・退館の手続きを行うこと。
- 3 院内では、入退館カードを会社名・氏名等が見えるように着用すること。
- 4 医師との面会場所は原則として2階医局3内の面談室とし、医師の指示により図書室で面会する場合は、図書室の利用者に支障のないよう十分留意すること。
- 5 面会のため医局前で待機する場合を除き、病院内で待機することを禁止とする。その他、下記に【禁止事項】を定める。
- 6 緊急安全情報の提供等、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 本ルールの施行日をもって、H28. 8. 25 付（H30. 1. 4 改訂）「医薬情報担当者等と医師の面会ルールについて」は廃止する。

【禁止事項】

以下の禁止事項が認められた場合は、強制退館・出入禁止とする場合がある。

- ・ D r . J O Yを介さないアポイント調整
- ・ 医局前以外での待機
（特に手術室前、集中治療室前、治療内視鏡室前等での待機・アポイントがない待機は厳禁とする。）
- ・ 医師への声掛け等の営業活動
- ・ 患者さん用駐車場内での車内待機
- ・ ホスピタルストリート、休憩室等の共用部椅子の使用
- ・ 上記場所での個人・企業用P Cの使用
- ・ その他、患者さん及び病院職員が不快と感ずる行為

※1 MR等とは、
MR（医薬情報担当者）、医療機器・資材等のメーカー担当者、医療機器・資材卸業者とする。